

## 評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	くわの実保育園の保育理念として、①くわの実保育園がめざす子ども像「自ら意欲的に活動できる子」、「自然や仲間と関わり、共感できる子」、「自分の思いや意思を言葉や身体で表現できる子」、「豊かな芸術、文化に触れ感動できる子」、「自由でしなやか、自らのからだの主人公になれる子」、②くわの実保育園の保育方針、③くわの実保育園の具体的な目標等が詳細に明文化され、入園説明会で説明すると共に、ホームページ等で公開している。

#### I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	理事会を月1回開催し、経営状況の把握及び事業環境の動向を把握している。経営層は、年2回（夏季、冬季）「全国民間保育園経営研究懇話会」及び各種研修に積極的に参加し、保育園経営に関わる社会の動向を把握・分析すると共に、保育園運営に活かす取り組みを行っている。
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	毎年度「くわの実保育園事業計画」を策定すると共に、経営課題を明確にし、併せて「全国保育園団体連絡会」、「全国私立保育園連盟」、「日本保育連盟」等を通じ、国、県、自治体に要望書を提出する等、保育環境の向上に努めている。

#### I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	「くわの実会長期計画策定委員会」を設置し、支援者、保護者、職員、評議員、監事、理事等が参画して長期計画（10年）、中期計画（5年）を策定している。
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	中・長期計画に基づいて、保育園独自の単年度の事業計画を策定している。
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	保育園の事業計画策定にあたっては、毎年度末に全職員が参加する「統括会議」を開催し、年間の事業計画及び保育方針を立案することで職員が事業計画を理解できるよう取り組んでいる。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a	事業計画を利用者等に周知するために、「クラスだより」（月1回発行）、「くわの実だより」（月1回発行）等に記載すると共に、「クラス懇談会」（年3回開催）等で説明し理解を深める取り組みを行っている。

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	埼玉県北部（深谷、熊谷、長瀨、寄居、坂戸、鴻巣、本庄等）の15～20の保育園で、「北埼玉保育問題研究会」を組織し、保育の質の向上を目的とした「保育学校」を週1回開催している。また、第1、第3土曜日の14時からの「職員会議」においても議題として取り上げ、福祉サービスの質の向上に向けた取り組みを行っている。
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	年度末の職員会議の「統括会議」において、取り組むべき課題を明確にしている。入職後間もない保育士については、園長、主任保育士が個別に指導を行い、計画的に改善策を実施している。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-（1） 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-（1）-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	園長は、職員会議等において自らの役割と責任について表明し、日頃から職員とのコミュニケーションを図ることで、信頼関係の構築に努めている。
Ⅱ-1-（1）-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	a	法令遵守については、各種研修会に参加すると共に、法令改正等は職員会議等で周知し、徹底する取り組みを行っている。
Ⅱ-1-（2） 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-（2）-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	園長は、福祉サービスの向上に意欲的に取り組むと共に、職員に対しては常に指導力を発揮し、職員の模範になるべく保育園運営に取り組んでいる。
Ⅱ-1-（2）-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	理事会は、保育園の問題点等を議論し、基本方針を策定し、必要に応じて各種委員会を設置し具体的な改善点等を検討する取り組みを行っている。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-2-（1） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-（1）-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	法人の人事方針や職員配置基準に基づき、必要な人員を計画的に配置、育成する取り組みを行っている。職員の権利を最大限尊重し、働きやすい環境を整備することで、離職率も低し職員の定着率が高くなっている。
Ⅱ-2-（1）-② 総合的な人事管理が行われている。	a	採用にあたっては、園長面接、理事長面接等所定の手続きを実施したうえで採用している。総合的な人事管理を行い定着率を高め、職員のやる気や意欲を醸成している。
Ⅱ-2-（2） 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-（2）-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	職員の意向を尊重し、一人ひとりの職員の個性、保育力、人間性等を考慮しながら、適材適所の配置に取り組んでいる。常に働きやすい職場づくりに取り組んでいる。
Ⅱ-2-（3） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-（3）-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	「北埼玉保育問題研究会」において毎週開催される「保育士学校」に参加することで、職員一人ひとりが保育の実践的スキルの向上に取り組んでいる。保育現場においては、上司がその場その場で助言・指導することで個々の保育士の育成を行っている。
Ⅱ-2-（3）-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	職員の教育・研修については、①保育士の資質向上、②保育園の組織力の向上等を目指し、園長、主任、保育士、栄養士、調理員等の各職種に沿った研修に参加し、サービスの質の向上に資するという基本方針に基づいて実施されている。「保育士学校」では、保育理論や実践のみならず、「人間性」を高めることを目的としている。
Ⅱ-2-（3）-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	職員会議において、「全国団体連絡会」、「全国私立保育園連盟」等の研修案内を提示し、希望者を募り研修に参加する仕組みをとっている。他園の保育士と交流を図ることで、自らの保育力の振り返りとその後の保育に役立てる取り組みを行っている。
Ⅱ-2-（4） 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-（4）-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	実習生の受け入れと育成に関しては、基本方針として、保育実践を中心に指導計画を作成している。埼玉県内の保育士養成校である大学・短期大学・専門学校等から積極的に受け入れている。地元の高等学校の生徒（ライフデザイン科）の実習を、1回10名程度で年2回受け入れている。

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	法人及び保育園のホームページ、パンフレットや各種配付物（クラスだより、くわの実だより等）、入園説明会、クラス懇談会等で運営状況の情報を公開している。法人の財務諸表については、ファイルで保存し、来園者が希望すればいつでも閲覧できるようになっている。
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	「苦情処理委員会」等を設置し、保育内容に関する相談・要望・苦情等を受け付ける体制を整えて、公正かつ透明性の高い経営・運営に取り組んでいる。

コメント

II-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	保育園、父母の会、後援会等が協力して毎年開催する「納涼祭」（8月）、「くわの実祭り」（11月）には、例年500名程の関係者及び地域住民等が参加している。「運動会」（10月）には、父母を中心に250名程が参加している。保育園は、災害時の避難場所として使用できるように地元町会と協議を進めている。具体的には、園内の500リットルタンク3本で深夜電力を使用し日々沸かした湯、非常用電源、災害用備蓄品、AED等を地域住民に提供する体制を整えている。
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	ボランティアは、要望に応じて適宜受け入れている。中学生が授業の一環として社会体験のため毎年2～3日、20名程来園し保育士の仕事を体験している。保護者に保育参加していただく「保育体験事業」は、保護者の希望があれば基本的にいつでも受け入れる体制を整えている。保護者が、保育指導を学び、保育士の仕事の大変さを実感してもらう取り組みを行っている。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	法人は、社会福祉法人としての社会的責任を果たす一環として、保育園は、地域の社会資源として「地域の共通の財産」であるという認識を保持し、行政、地域住民等の関係機関との連携を適切に図っている。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a	地域子育て支援センターとしての役割として、「この指とまれ」事業を展開している。園庭は毎日開放すると共に、季節によってプール開放、リズム体操、給食体験、やきいも大会等で保育園の機能を地域に還元している。チラシを作成し、公民館、保健所、小児科等の医療機関等に配布し、地域住民の利用を促している。その結果、年間100名程の利用がある。
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	a	数年前までは、「特別支援学校放課後児童健全育成事業」、「障害者デイケア事業」を行っていたが、現在は、「障害者総合支援法」や「児童福祉法」に基づく事業に移行すると共に、「子育て支援事業」を行っている。

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	利用者本位の福祉サービスの提供を推進するために、職員の共通理解のもと、業務を遂行している。月1回発行する「園だより」、「クラスだより」により、保護者に園の保育方針の理解を深めもらう取り組みを行っている。保護者及び職員が共通の認識で子育てができるように、「クラス懇談会」（各クラス年2回）、「保育参観」（年2回、6月下旬、2月第4土曜日）、「保育参加」（希望があれば随時）、必要に応じて「個別面談」等を行っている。

<p>Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。</p>	<p>a</p>	<p>利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮したサービスの提供を行っている。パンフレット他保育園が発行する印刷物等に使用する写真等については、その使用時に保護者の同意を得ている。プライバシーについては、職員会議等でその重要性を周知徹底している。</p>
<p>Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	<p>a</p>	<p>利用希望者には、「重要事項説明書」を用いて積極的にサービス利用における種々の情報を提供すると共に、園長が保育内容等について詳細に説明し、実際の保育状況を見学していただく取り組みを行っている。</p>
<p>Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>a</p>	<p>サービスの利用開始時には、必要な情報を提供すると共に、「児童表」に基づく「成長の記録」（埼玉県保育士会編）に「家庭の状況」、「生育歴」、「発達の記録」、「健康状態」等の一人ひとりの利用者の状況を詳細に記録し、サービスの変更とその後の保育サービスに活用する取り組みを行っている。</p>
<p>Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>福祉施設・事業所の変更や家庭への意向はあまりないが、そのような状況が発生したら福祉サービスの継続性と子どもの発達に配慮した対応を行う。5歳児については、入学予定の小学校へ支障なく入学できるよう配慮している。</p>
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>保育方針の中に、「自然の中での遊びや実体験を大切に、太陽・水・土に触れ五感を育てます。」「世界の優れた文化・芸術に触れ、豊かな感性を育てます。」と明記している。常に豊かな自然に触れながら、本物の芸術（民族歌舞団、人形劇、マリンバ演奏）や文化（長瀬の自然博物館、横浜の日本丸、名著の読み聞かせ〔ドリトル先生、龍の子太郎等〕）等を実際に経験できる機会を確保している。感性豊かな子どもに成長するよう、保育園全般において利用者満足の上昇を目指した取り組みを行っている。</p>
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>a</p>	<p>「苦情処理規定」を作成し、苦情解決の仕組みを整備している。「重要事項説明書」には、「保育内容に関する相談・要望・苦情」の項目で、受付担当者、受付責任者、利用時間、連絡先、第三者委員、受付方法を明記し、周知する取り組みを行っている。</p>
<p>Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの送迎時には、保護者は園舎に自由に入出することができるようになっている。職員は、保護者に対し積極的に声かけし、気軽に相談や意見を述べることができる環境を整備している。</p>
<p>Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>a</p>	<p>保護者からの相談や意見に対しては、担当保育士が迅速に対応し、保育士では対応できない場合は、園長が対応することで、信頼関係を構築する取り組みを行っている。ケガ等の事故発生時は、応急処置を行うと共に、入院等を要する事故の場合は、理事長、園長、担当保育士が家庭を訪問し謝罪すると共に、対応策を「苦情処理委員会」で検討することとしているが、現在まで「苦情処理委員会」が対応する事故は発生していない。</p>
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>a</p>	<p>「危機管理計画」、「保育園危機管理マニュアル」等を整備し、安全対策を行っている。遊具等は、定期的に点検等を行い、安全管理及びリスク管理に取り組んでいる。</p>
<p>Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>感染症に関しては、「感染症マニュアル」を作成し担当保育士の報告を受け対応している。インフルエンザ、ノロウイルス等の発生時期には、掲示板に発生状況を掲示し、保護者に対しても注意を喚起する取り組みを行っている。</p>
<p>Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>園児の安全確保を最優先するため、年間の防災計画を策定し、月1回の「避難訓練」の実施、年1回の「防災訓練記録簿」の実施、非常用電源の確保、非常食の備蓄等の整備を整えている。</p>

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	提供するサービスは、くわの実保育園の保育理念である、①くわの実保育園のめざす子ども像、②くわの実保育園の保育方針に基づき、各種マニュアルを整備し標準的な実施方法が文書化されており、それに加えて子供一人ひとりの発達状態を把握しながら保育を実践している。
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	マニュアルに基づき標準的なサービス実施を行うと共に、子どもの発達は一入ひとり個人差があるため、一人ひとりの状況を把握している。さらに、実施方法については適宜見直しをする取り組みを行っている。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a	入園時に、「家庭の状況」、「生育歴」、「発達の記録」等の園児と保護者の状況について詳細なアセスメントを行うと共に、個別のサービス実施計画を策定している。
Ⅲ-2-(2)-③ 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	日常的に園児の変化を把握し、定期的に「職員会議」等で変化に対応したサービス実施計画の評価・見直しを行っている。保護者の意向や意見は、面談等で把握し、計画の見直しに反映させている。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a	「成長の記録」、「発達の記録」、「健康の記録」等は、記録の種類に応じて、日々、月、年間を通して適切に記録し、職員会議等において職員間で共有化している。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	利用者に関する書類は、各クラスの担当保育士が記録し、事務所の鍵のかかる書庫に保管し、鍵は園長が管理することで記録の管理体制を整えている。

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a	保育理念（保育目標、保育方針）に基づき、0歳児から5歳児までの発達過程を踏まえ、保育課程を編成している。保育課程の編成と保育課程に基づく指導計画の作成及び展開において、保育実践を振り返り、保育を自己評価し直すという一連の保育の組織的な取り組みを行っている。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と養育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	a	豊かな自然に囲まれた敷地面積約800坪、園庭400坪、園舎260坪という恵まれた環境の中で、全園児が安心して遊び、食べて、ぐっすり眠れる環境を整備し、子供たちがのびのびと過ごせる時間と空間を大切にしている。
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	園児一人ひとりの発達過程と個人差に配慮して、子供の状態に応じた保育を行うと共に、保育士は、子供が取り組む過程やその時々気持ちを尊重、受容し保育を実践する取り組みを行っている。
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	a	食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にする等の生活に必要な基本的な生活習慣については、一人ひとりの子供たちの発達過程に合わせ、無理なく身に付くように指導・支援すると共に、家庭との継続的な連携を図る取り組みを行っている。
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	子どもが周囲の環境に対して主体的に関わって生活できる保育を展開している。子供が遊びを通して積極的に環境に関わることで、多様な経験を重ねられるよう配慮した支援を行っている。保育士は、子供の気持ちを尊重し、「自分でやってみよう」、「自分の行きたいところに行く」等の子供の興味や関心を大切にしながら行動を見守り、適切に援助する取り組みを行っている。

<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>乳児（0歳）については、養護と教育が一体的に展開されるように、適切な環境を整備すると共に、詳細な保育課程を編成している。園舎の床や壁は、檜で作られており、床暖房を完備しているため、乳児は冬でも軽装で動き回れるようになっている。保育課程は、①基本的生活、②身体づくり（運動・あそび・手指の操作）、③保育者のはたらきかけ、④人とのかかわり等を3か月～4か月、6か月～7か月、9か月～10か月、11か月～1才過ぎ毎に編成している。乳児は、この時期に身長や体重の増加、著しい発育・発達が見られるため、保育士が応答的かつ積極的に子どもに働きかけることで、保育士との間に情緒的な絆が形成され、愛着関係へと発展するための取り組みを行っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑥ 3歳児未満児（1・2歳児）の保育において養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>3歳未満児（1・2歳児）は、歩き始め、手を使い、言葉を話すようになるため、身近な人や身の回りのものに自発的に働きかけていく時期である。2歳児は、食事や衣類の着脱を自分でやろうとしたり、発声が明瞭になり語彙も著しく増加する。行動範囲も広がり探索活動が盛んになり、自我の育ちの表れとして、強く自己主張する姿も見られる。安全に配慮した広大な園庭に出て、各種の木材中心の遊具で遊んだり、土・水・砂など感覚を育てる遊びを体験することで、全身を使う遊びの中から心も身体も豊かに育つよう支援している。</p>
<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>3歳児は、基本的な運動機能が伸び、食事、排泄、衣類の着脱等はほぼ自立でできるようになる。歩く、走る、跳ぶ、押す、引っ張る、投げる等の基本的な動作が一通りできるようになる。4・5歳児は、全身のバランスをとる能力が発達し、想像力が豊かになり、目的を持って行動できるようになる。6歳児（就学前）になると、これまでの経験を踏まえ、自信や予想や見通しを立てる力が育ち、意欲が旺盛になる。これらの年齢児の特徴に応じた保育課程を編成し、子供一人ひとりの発達過程を考慮した保育の実践が展開されている。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>現在は、障害のある子どもは在園していないが、障害児の受け入れ態勢は整えている。園舎内はバリアフリーであり、保育士は、障害児研修等に参加して知識を深める取り組みを行っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>保育を提供する時間は、午前7時30分から午後6時30分が標準時間であるが、午後7時00分までの延長保育時間を設定している。さらに、上記時間帯以外にやむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を実施し、保護者の要望に対応している。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>小学校には、「保育所児童要録」を作成し送付している。就学前には、担任及び園長が小学校を訪問し小学校教諭との面談を行っている。小学校からも教諭が保育園の状況を把握するために来園する。就学前は、子供の可能性を育み、豊かな感性を身に付けて欲しいというくわの実保育園の理念から、保育方針として文字や数字を在園時に教えていない。このことは近隣の小学校では理解してもらっているが、保護者にも理解を求め、不安なく就学できるような体制を整えている。</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>毎年度「保健計画」を策定し、子供一人ひとりの健康管理を行っている。「健康の記録」、「予防接種・感染症一覧」、「歯科検診表」等に記録すると共に、日頃から健康状態の把握を行い、職員間で情報の共有を行っている。感染症発生時には、速やかに保護者に連絡すると共に、園内の掲示板に「インフルエンザ〇才児〇名」と掲示し、感染をできるだけ防ぐ取り組みを行っている。</p>
<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>	<p>保護者に対しては、「健康の記録」で健診結果等を知らせている。職員間で情報を共有し、保育に反映する取り組みを行っている。</p>

<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもに対し、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>アレルギー疾患、慢性疾患等は、入園時の面談で保護者から聞き取ると共に、「生育歴」の中の「医療歴」に、既往症、アレルギー、アナフィラキシー等を記録する取り組みを行っている。食物アレルギーについては、かかりつけ医の診断結果を保育園で管理し、除去食等の個別対応を行っている。</p>
<p>A-1-(4) 食事</p>		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>食事を楽しめるように各種の取り組みを行っている。食育にも力を入れ、「食べる力は生きる力」、「素材を生かした旬の野菜がたっぷりの食事で、身体の土台を作ります」をモットーに離乳食（前期食・後期食）、幼児食を提供している。3歳児以上は、ご飯の盛り付けを自分でやっている。</p>
<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>	<p>食材は、基本的に無農薬、地産地消を実践し安心して食べられる食事の提供を心がけている。年長児（就学前）は、毎年3月の昼食及びおやつのでん立を園児同士で考える取り組みを行っている。</p>

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
<p>A-2-(1) 家庭との緊密な連携</p>		
<p>A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>毎月の「でん立表」、「給食だより」を保護者に配付し、提供している食事について保護者に周知している。0歳児の母親には、離乳食の実習を開催したり、「給食だより」に子供たちの人気メニューのレシピを載せる取り組みを行っている。保育園での生活を充実させるために、担当保育士は、家庭との連携を密にする取り組みを行っている。</p>
<p>A-2-(2) 保護者等の支援</p>		
<p>A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>保護者が安心して子育てができるよう各種の支援を行っている。通常の送迎時の声かけや、「クラス懇談会」、「保育参観」、「保育参加」等を開催することにより、保護者の不安や子育ての疑問等にも保育士が積極的に相談に乗る取り組みを行っている。</p>
<p>A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	<p>a</p>	<p>現在まで虐待等権利侵害の疑いのある事案は発生していないが、日頃から家庭での虐待等の疑いがあれば、発見者は、園長に報告すると共に、園長は行政当局等に報告する仕組みを構築している。職員会議や外部研修等において、虐待等に関する研修を受ける取り組みを行っている。</p>

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果	コメント
<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>		
<p>A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	<p>a</p>	<p>保育士等は、職員会議（第1・3・5土曜日13時から15時30分）において、自らの保育実践についての課題や問題点等を自己評価し、常に保育実践の改善及び専門性の向上に努めている。</p>